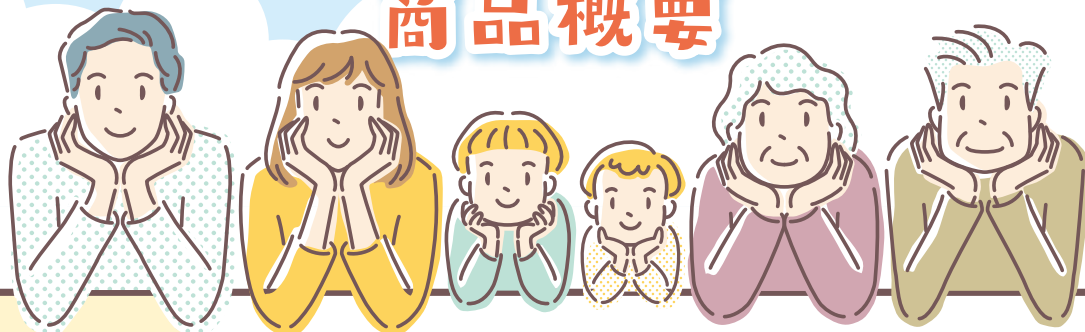


# 相続定期預金

## 商品概要



ご利用 いただける方	●下記の条件を満たすお客さま 相続手続き完了後 <b>3年以内</b> に相続により取得した資金を 原資とした預け入れで相続人である個人のお客さま
必要書類	●相続により取得した金額が確認できる書類 ① 金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し ② 戸籍謄本の写し ③ 遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの) ④ 被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し
お預入れ期間	<b>1年</b>
お預入れ金額	お一人さま100万円以上
預入内容	1,000万円未満:スーパー定期預金 (証書式のみ) 1,000万円以上:大口定期預金
適用利率	<b>店頭表示金利+0.15%(年利)</b>
満期日のお取扱い	自動継続のみ(満期日の店頭表示金利にてご継続)
中途解約	原則として、満期日前の中途解約はできません。 止むを得ず中途解約をされる場合には解約時の当組合所定の中途 解約利率を適用させていただきます。
その他	・お利息には、2037年12月31日まで復興特別所得税適用となり、20.315% (国税15.315%・地方税5%)の源泉分離課税がかかります。 ・マル優の適用を受けられる方は、350万円まで非課税のお取扱いができます。



お役に立ちます あなたの町で

**福岡県信用組合**

<https://www.kenshin-f.jp>